

## テロと戦争と国際法 —河野教授の反論に答えて—

澤 喜司郎

### はじめに

一般に「《テロ》という概念に、国際的に合意された明確な定義がない」(坂本義和「テロと《文明》の政治学」, 藤原帰一編『テロ後—世界はどう変わったか—』岩波新書, 2003年, 7頁)といわれている中では, 9・11同時多発テロをどのように認識するかはテロをどのように意味づけるのかという問題となる。さらに端的な表現をもちいれば, テロは「戦争」なのか, それとも「犯罪」なのか, ということである。

9・11同時多発テロが「アメリカに対する戦争」(対米宣戦布告)であると考えたブッシュ大統領は, 9月14日に上下両院が大統領の武力行使を容認する決議をしたことから, 9月20日の議会演説では「われわれの対応は, たんなる即座の報復や散発的な攻撃ではありません。国民のみなさんに, これがひとつの戦闘ではなく, 長期の軍事作戦であり, これまで我々が経験したどんな戦いとも異なったものであるという覚悟を持っていただきたい」(ボブ・ウッドワード『ブッシュの戦争』(伏見威蕃訳), 日本経済新聞社, 2003年, 144頁)と述べている。しかし, ブッシュ大統領のようにテロを「戦争」と意味づけるという考え方がある一方で, 「世界中のテレビの解説者たちはブッシュの言葉に相槌をうち, 《テロ》と《戦争》とを同列に扱えるよう《21世紀型の戦争》とやらの解説をし始める。だが間違えないようにしよう。たとえ甚大な被害があったとしても, 起こったのはいわゆる《テロ》事件であり, 《テロ》は特定の実行者たちが行なう犯罪ではあっても, ある国家が《国民》を動員して遂行する《戦争》ではない」(西谷修「これは《戦争》ではない—

世界新秩序とその果実一」, 藤原帰一編, 前掲書, 33頁) と意味づけるとい  
う考え方もある。

筆者は, かつて「9・11同時多発テロをどのように認識しているか, つま  
りテロをどのように意味づけているのか」と言えば, 筆者はテロ攻撃の対象が  
国家である限り, テロは《戦争》(より厳密には20世紀の《戦争》との対比に  
おいて《新しい(態様の)戦争》)であると考えている」とした<sup>1)</sup>。これに対し  
て, 本学の河野教授より「9.11テロは戦争でも犯罪でもなくテロである」と  
の反論をいただいた<sup>2)</sup>。

そこで, 本稿では9・11同時多発テロは一般にいう「戦争」なのか, それ  
とも「新しい(態様の)戦争」なのか, それとも「犯罪」なのか, あるいは  
「戦争でも犯罪でもなくテロ」なのかについて改めて検討することにしたい<sup>3)</sup>。なお, 9・11同時多発テロの検討が「アフガン戦争」(アフガニスタン

1) 「テロ行為の主たる対象国となったアメリカ政府は, 83年10月のベイルート米海兵隊司令部爆破事件以降, 従来の国際テロ(テロ行為の容疑者, 行為地, 被害者, 対象国などが複数国にまたがる場合を国際テロという・筆者加筆)を犯罪とみなし条約・国内法や国際協力によって対処する方針から, 国際テロを戦争とみなして軍事力により積極的に対処する方針に政策転換を図った。実際には, 85年末のローマ・ウィーン両空港襲撃事件や86年4月西ベルリンでのディスコ爆破テロに対して, リビアのトリポリとベンガシを米軍機が攻撃した(1986.4.15)。本件では, 米国は, リビア政府が関与しているとし, 自衛権の行使と将来のテロ行為の防止を理由としてその行為を正当化した」(西井正弘「テロリズム」, 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂, 2001年 [以下『辞典』と略す], 570頁)といわれている。

また, 北大西洋条約機構は「テロ翌日の9月12日には加盟国の大使級理事会を開催して集团的自衛権の発動を決定している。第二次大戦の後に誕生したNATOの50年を超える歴史の中で, 集团的自衛権の発動は初めてのことである」(榊添要一『「新しい戦争」と日本の貢献』小学館文庫, 2002年, 23頁)とされ, 同機構が集团的自衛権を発動したのは9・11同時多発テロを一般に戦争と呼ばれる事態と認識したからであろう。

2) 本稿は, 拙稿「ブッシュ大統領とイラク戦争の正当性—河野教授のコメントに答えて—」(『山口経済学雑誌』第52巻第1号, 平成15年11月)に対する河野氏の反論(河野真治「テロと戦争」, 『山口経済学雑誌』第52巻第2号, 平成16年1月)に対して反論するものである。

3) 最上敏樹氏は「9月11日のテロが戦争か犯罪かという議論は, 事件の当初からかなり交わされた。それぞれの言葉をどう定義するかに大きく依存するので, あまり厳密さは期待できない論題だが, 《戦争か否か》という点にだけは言及しておいてよい。いささ

でのテロとの戦い)の正当性あるいは合法性を検討するに際しての前提であることはいうまでもなく、本稿はそれを意識したものである<sup>4)</sup>。

かの単純化を承知の上で言うなら、要諦は以下の諸点であるように思われる。第一に、国際政治的あるいは歴史的に見るなら、あのテロ行為はやはりある種の《戦争》だった。《南》に対する《北》の政治的・経済的・文化的支配への不満が、具体的な暴力を伴って顕在化したという意味においてである。…第二に、その限りにおいてこれは、《新しい戦争》ではない。もし戦争であるとするなら、古い問題が暴力的に表面化したのであって、その古さと根深さにこそ着目しなければならないのだ。…第三に、しいて《新しさ》を探すなら、あのテロ行為は直接の《武力行使》を伴わないものだった、という点である。凶器といえばナイフだけの、武力行使なき戦争——かつてあった《間接侵略》という概念を別にすれば、これはたしかに新しい。さらに、もし伝えられるようにアルカイダが実行主体であったなら、非国家主体が起す戦争ということになるので、その点でも新しいことになる。第四に、しかし、そうすると国際法的にはこれを《戦争》と呼ぶことが決定的に難しくなる。宣戦によって始まる国家の間で交わされる武力行使という、在来の戦争概念が全く当てはまらなくなるからである。それを戦争と呼ぶためには、戦争の法的概念を根本から修正しなくてはならない。たとえば多国籍テロはそれ自体が戦争行為であるとか、直接の武力行使がなくともそれと同質の甚大な被害をもたらす行為は戦争である、というようにである。それが国際法的に全く不可能であるとは思われない。しかし大切なことは、そのような修正を自覚的かつ明示的に行うことなのである。第五に、かりに相手方の行為を《単なるテロでなく戦争》と呼んだとしても、それによってこちら側も自動的に《戦争》(反テロ戦争)を行えるようになるわけではない(最上敏樹「衝撃の法的位相」, 藤原帰一編『テロ後—世界はどう変わったか—』岩波新書, 2003年, 210-211頁)としている。ただし、氏のいう第三の点についての「あのテロ行為は直接の《武力行使》を伴わないものだった、という点である。凶器といえばナイフだけの、武力行使なき戦争」という部分の認識は正しくない。

- 4) たとえば、坂本義和氏は「もし米国が《アフガンの無実の民間人犠牲者については、誠実に補償し、責任者を法の裁きに付す》と公約して武力行使をするのであれば、それは《新しい戦争》と呼ぶにふさわしい、国際法に新例をひらく行動と言えらるう」(坂本義和, 前掲論文, 13-4頁)とし、また宮坂直史氏は「筆者は1990年以降の国際社会によるテロとの戦いが《新しいトータル・ウォー》に相当するものだと考えている。…通常この言葉は、第二次世界大戦のような主要国間の大戦争を指し、国民の総動員体制を想像させるからだ(例えば、P・カルヴォコレッシー他, 八木勇訳『トータル・ウォー』上下巻, 河出書房新社)。対テロ戦争はそれとは似ても似つかない。多くの国民が戦場に駆り出されるわけでもない。ましてやテロは戦争ではなく犯罪だという考えも根強い。たしかに個別のテロ行為を処罰する法が国際的にも各国別にも整備されてきたので、テロを犯罪とみなすことで間違いはない。しかし同時に、テロ対策は警備や司法だけの問題でもないことは明らかである。90年代以降に顕著になったテロリズムの変化、国際社会におけるテロへの脅威認識の共通化、そして国際的なテロ対策の諸側面を考えると、『新

## 1 9・11同時多発テロの認識の方法

### (1) テロは犯罪なのか

一般論として、テロは「戦争」なのか「犯罪」なのかという問題から検討しよう。なお、ここにいう一般論としてのテロとは、9・11同時多発テロをはじめ世界各地で多発しているすべてのテロをいう。

たとえば、1994年12月9日の国連総会決議第60号は「国際連合加盟国は、テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行(諸国及び諸国民の間の友好関係を害し並びに国の領土保全及び安全を脅かすものを含む。)を、行われた場所及び行った者のいかなを問わず、犯罪でありかつ正当化することができないものとして無条件に非難することを厳粛に再確認する」とし、また1997年12月15日に国連総会において採択された「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約)」(2001年5月23日発効)は、「死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図」等をもって「公共の用に供される場所、国若しくは政府の施設、公共の輸送機関及び基盤施設の中で、これらの中に又はこれらに対して、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設置し若しくは爆発させる行為又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為は、この条約上の犯罪とする」(第2条第1項)と規定し、締約国は「第2条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とすること」、その「犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること」のために必要な措置をとるとしている(第4条)。

このように、国連総会決議や現行の条約およびそれぞれの国内法はいかなるテロも犯罪であると規定し、この意味においては上述のように「たとえば『新しいトータル・ウォー』も誇張した表現とは思えない」(宮坂直史『新しいトータル・ウォー』の時代—テロリズムの要因の対策、田中明彦監修、「外交フォーラム」編集部編『新しい戦争』時代の安全保障』都市出版、2002年、138-9頁)としている。このように、「アフガン戦争」(アフガニスタンでのテロとの戦い)や「反テロ戦争」が「新しい戦争」なのか否かの議論はあるが、筆者は9・11同時多発テロのような国家を攻撃対象としたテロが「新しい戦争」なのか否かということを検討しようとしているのであり、この点においてこれまでの議論とは異なる。

甚大な被害があったとしても、起こったのはいわゆる《テロ》事件であり、《テロ》は特定の実行者たちが行なう犯罪」であるとするのは正しい。しかし、一般論あるいは総論として、また定義としても「テロは犯罪である」とすることには異論はないが、9・11同時多発テロのような国家を攻撃対象としたテロは犯罪ではなく「戦争」(より厳密には20世紀の「戦争」との対比において「新しい(態様の)戦争」)であるとするのが筆者の主張である。

他方、河野氏は「9.11テロは戦争でも犯罪でもなくテロである」といい、テロは「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」と定義し、「政治目的がないテロ、あるいは非政治的テロという言い方もあるが、それらは通常の犯罪として扱えばよい」としている。つまり、氏は「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」のみをテロと規定し、その他のものについては、たとえそれが一般にテロと呼ばれているとしても、それはテロではなく犯罪であるとしている。なお、氏のいう「政治目的がないテロ、あるいは非政治的テロ」と、筆者のいう「国家を攻撃対象としたテロ以外のテロ」についてはともに犯罪であるとする点ではわれわれの見解は同じである。

しかし、9・11同時多発テロは「戦争」なのか「犯罪」なのかという議論の中で、「テロは戦争でも犯罪でもなくテロである」とする氏の見解には一つの問題がある。それは「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」つまり「テロ」が犯罪でなければ、その暴力行為によってたとえ甚大な被害がでたとしても「テロ」の実行者たちは現行の条約やそれぞれの国内法上では罪を問われないことになる。「テロ」を犯罪と規定すればこそ、その実行者たちを犯罪者として罰することができるのであり、同様に「テロ」を「戦争」と規定すればこそ犯罪に対する罰に相当するものとして、その実行者たちに対して個別的であれ集団的であれ自衛権の行使としての反撃を行うことができるのである。このことは、テロは「戦争」なのか「犯罪」なのかという議論においてはテロに対する抑止力という対策論的観点が含意されているのであり、氏の見解はこの点を見落としている可能性が

ある。

## (2) テロとは何か

現行の条約やそれぞれの国内法のもとではテロは犯罪であると規定されているが、上述のように、河野氏はテロを「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」と定義している。そして「テロの定義より政治性を落としてしまうと、問題は単に暴力の形式だけを問うことになってしまう。テロの多くが一側面として狂信性、非合理性を持っていることは否定しないが、しかしその点だけが強調されるなら、テロは学問の対象になり得ない。個人的動機より発する犯罪とは異なる政治目的にこそテロの固有の問題がある」、「暴力の形式よりも、その意図や背景の方がより重要な問題である」とし、さらに「テロを政治現象としてとらえ、そこから正悪の判断を除くことが重要である」というが、「テロリズムの定義には《政治目的のための暴力行使》という句が使われるが、これだけでは戦争の定義にあまりに似通っており有用ではない」(C・タウンゼンド『テロリズム』宮坂直史訳・解説、岩波書店、2003年、7頁)という批判もある。

政治目的のための暴力行使という句がテロの定義に有用か否かは別として、このようにテロを定義するのであれば、つぎにテロの実行者たちが達成しようとする「政治目的とは何か」が問題となり、その定義について検討する必要がある。なぜなら「政治目的とは何か」という具体的な定義がなければ、テロが起きたとしても、それが氏がいう「犯罪ではないテロ」なのか、それとも「通常の犯罪」なのかを判断することができないからである。

しかし、氏は「政治目的とは何か」ということについての一般的な定義を何も示していない。ただ「9.11テロは何を目的として行われたのか」については検討し、「中東石油の先進国による支配の歴史、冷戦期の国際政治、イスラエル・パレスチナ問題など国際政治の鬼っ子としてテロリストは存在している。そうしたら少なくとも先進国の側からは、その歴史に対する反省がなければならないが、そもそもその政治状況の方は何も変わっていないので

はないか。まさにテロの《根本原因》が議論されなければならない」とし、9・11同時多発テロは政治テロであり、「ある政治目的を達成するため」のものであるため「9.11テロは戦争でも犯罪でもなくテロである」と主張しているものと考えられる。なお、氏のこのような考え方は中世の神学に起源をもつ「正戦論」的であり、テロを原因において正当なものと不正なものに分け、「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」は正当なものであり、したがってそれは犯罪ではないとしているのであろう。

問題は「政治目的とは何か」についての一般的な定義を示すことなく、テロは「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」と定義することにある。また、かりに「政治目的とは何か」についての一般的な定義が国際社会においてなされたとしても、個々のテロが氏のいう「ある政治目的を達成するためのもの」なのか、それとも「普通の犯罪」であるのかという客観的かつ公正な判断を誰が行うのかという現実的な問題に直面することになる。同様の問題は戦争に関しても起こり、「現在では、戦争は、その原因の正・不正を基準としてではなく、攻撃・防衛を基準として、違法であるという法的確信が国際社会において確立しているといつてよい」(石本泰雄「戦争の違法化」、国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、2001年[以下『辞典』と略す]、492頁)といわれている。

したがって、現行の条約やそれぞれの国内法はテロの目的を限定することなく、すべてのテロを犯罪と規定しているのであり、たとえばわが国では重大なテロリズムを「国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう」(「警察法施行規則」第1条の21の2)とし、その目的については何ら規定していない<sup>5)</sup>。

5) たとえば、「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約)」は、「第2条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。したがって、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみを理由として、同条に定める犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない」(第11条)としている。

しかし、テロ攻撃の対象が国家である限りテロは「戦争」(より厳密には20世紀の「戦争」との対比において「新しい(態様の)戦争」)であるとする筆者は、テロ攻撃の対象によってテロを「犯罪としてのテロ」と「新しい(態様の)戦争としてのテロ」に区別し、これに対して氏はテロの目的によってテロを「通常の犯罪」と「戦争でも犯罪でもないテロ」に区別しているのであり、ここに氏と筆者には大きな違いがある<sup>6)</sup>。なお、筆者がテロを区別する際の基準としている「テロ攻撃の対象」としての「国家」については改めて説明するまでもないだろう<sup>7)</sup>。

- 
- 6) 戦争を含めテロや犯罪の対象としての「国家」を意識して他と区別することは珍しくない。たとえば、わが国の刑法は内乱に関する罪については「国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。1)首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。2)謀議に参加し、又は群衆を指揮した者は無期又は3年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は1年以上10年以下の禁錮に処する。3)付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、3年以下の禁錮に処する」(第77条第1項)と規定し、外患に関する罪については「外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する」(第81条)、「日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは2年以上の懲役に処する」(第82条)と規定している。
- 7) 国家の国際法的な定義については、「国家代表等に対する犯罪防止条約」(1977年2月20日発効)がその適用上「国際的に保護される者」としている「(a)国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)、政府の長及び外務大臣であつて外国にあるもの並びにこれらの者に同行している家族、(b)国の代表者又は政府間国際機関の職員又は委託を受けた者であつて、これらの者又はその公的施設、個人的施設若しくは輸送手段に対する犯罪が行われる時及び場所において、国際法に基づき、身体、自由又は尊厳に対するあらゆる侵害から特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族」(第1条第1項)や、上述の「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」がいう「公共の用に供される場所、国若しくは政府の施設、公共の輸送機関及び基盤施設」(第2条第1項)が国家という概念の中の「人」及び「施設」に該当する。また、「国家の権利及び義務に関する条約(米州)」(1934年12月26日発効)が「国際法上の人格としての国は、次の資格すなわち、(イ)永久的住民、(ロ)明確な領域、(ハ)政府及び(ニ)他国と関係を取り結ぶ能力をもたなければならない」(第1条)としていることから、これらを「国際法上の主体としての国家」が備えなければならない要件とされている(西立野園子「従属国」『辞典』、403頁)。



## 2 戦争の認識の方法

### (1) テロと戦争の違いは何か

一般論として、テロは「戦争」なのか「犯罪」なのかという場合の「戦争」とは何かについて検討しよう。河野氏が戦争とテロの違いについて論じているため、そこから議論を展開していくこととする。

氏は、戦争を定義するに際してクラウゼヴィッツの『戦争論』を引用し、「戦争は常に政治的状态から発生し、政治的動因によって惹起される。だから戦争は政治的行為である」、「戦争は政治におけるとは異なる手段をもってする政治の継続に他ならない」(カール・フォン・クラウゼヴィッツ『戦争論(上)』篠田英雄訳、岩波文庫、1968年、56-8頁)とし、「このような政治的性格を除くと、戦争は国家間の正規軍による戦闘のことであり、この点で当事者の一方が非国家組織であるテロと決定的に異なっている。また戦争における一般的目的は戦闘能力の殲滅であり(これは実際の戦争では民間人が殺されるという現実を否定しているものではない)、テロの攻撃目標が軍・民間の両方を対象としているという点でも異なる」としている。なお、氏は「戦争は国家間の正規軍による戦闘」としているが、「国際法上は、正規軍および不正規軍を含む一般的な軍隊の定義のみ存在し、正規軍自体についての定義はない」(樋口一彦「正規軍」『辞典』、461頁)。

また、参考までにテロは「戦争」なのか「犯罪」なのかという議論の中での戦争に関する定義をいくつか紹介しておこう。上述のように、西谷修氏は戦争とは「ある国家が《国民》を動員して遂行する」ものとし、最上敏樹氏は「在来の戦争概念」とは「宣戦によって始まる国家と国家の間で交わされる武力行使」(最上敏樹「衝撃の法的位相」、藤原帰一編、前掲書、211頁)と定義し、藤原帰一氏は「テロリズムは戦争である以前に犯罪だ。戦争が犯罪にあたるかどうか、歴史的には争いがあった。あるルールの下で戦われる限り、戦争は犯罪どころか国家主権の正当な行使だったからだ」(藤原帰一「アメリカの平和—中心と周辺—」、藤原帰一編、前掲書、239頁)としている<sup>8)</sup>。

問題は、河野氏をはじめ多くが定義する戦争は「古い戦争」を想定し概念化したものであるということであり、現代の、あるいは近代の戦争を実体として定義するにはそれらは以下の点において十分なものとはいえない。第一は、「戦争は国家間の戦闘」であるというように、戦争を国家間の武力行使(戦闘)としてのみ捉え、国家と非国家主体(あるいは非国家組織)との間の武力行使を戦争ではないとする認識である。極端な例をあげれば、河野氏のように「戦争は国家間の正規軍による戦闘のことであり、…当事者の一方が非国家組織であるテロと決定的に異なっている」とするならば、われわれが一般に民族解放戦争と呼んでいるものの多くは戦争ではなくテロになり、独立して誕生した国家は「テロリスト国家」になってしまう。したがって、現代の、あるいは近代の戦争を実体として定義しようとするれば、国家と非国家主体(あるいは非国家組織)との間の武力行使も戦争であると認識しなければならないのであり、事実「1977年のジュネーヴ諸条約第1追加議定書は、自決権を行使して、植民地支配および外国による占領に対して、ならびに、人種差別体制に対して戦っている武力紛争を、国際的性質を有する武力紛争とし、

8) 国際法上の戦争概念からは、戦争とは実質的意義では「一般に国家間における紛争処理ないし自国の意志に相手国を従わせるために、その軍事組織(軍隊)間で相当の期間継続して相当の規模で行われる武力行使を中心とする闘争の状態」(藤田久一「戦争」『辞典』、489頁)と定義され、「戦争を状態」として把握している。戦争をそのように定義すれば、筆者がテロ攻撃の対象が国家である限りテロは「戦争」であるとするのは正しくない。というのは、国家がテロ攻撃の対象とされたとしてもテロそのものが一方的な武力行使にすぎない場合、つまりテロに対する反撃がなければ「闘争の状態」にならないからである。

これに関連して「近世初頭、自然法の流れを汲む国際法学者たちは、国際法の権利の維持・防衛のための適法戦争という形で《正戦》の理論を展開した。しかし、正戦論は、その具体的適用上、大きな難題を蔵していた。主権国家が自己の正当性を主張して譲らないかぎり、戦争の正当性を容認せざるをえないという事情は、正戦論の本質的命題たる*justa causa*の犠牲において、形式的な適法性を重視する風潮を誘う。かくて、法実証主義の台頭は、《実質的正当原因》の課題を排して、《形式的適法要件》の課題に肩代わりさせる。このようにして、《無差別戦争観》と国際権力の分掌によって特徴づけられる国際法秩序の下では、戦争は、開戦の原因を問わず、また開戦の目的によって拘束されることなく、常に一様の法的状態として成立する結果」(森脇庸太「侵略」『辞典』、451頁)になったことが、戦争の概念にも表れているのであろう。

戦争法の適用を認めている」(桐山孝信「民族解放戦争」『辞典』, 752頁)のである<sup>9)</sup>。つまり、民族解放戦争は一般にいう戦争であるということが明示されたのである。なお、氏のいうように9・11同時多発テロは「ある政治目的を達成するために非国家組織によって行われる暴力行為」であり、その実行者たちの政治目的は民族解放戦争におけるものと同じであるとすれば、「9.11テロは戦争でも犯罪でもなくテロである」のではなく「戦争」となる。

第二は、詳述されていないために憶測の域を出ないことをお断りしておくが、たとえば「戦争は国家間の戦闘」であるとする場合、ここにいう「国家」とは一つの国をいい、複数の国(国家群)を想定していないと考えられること

---

9) 民族解放戦争とは「植民地支配その他の抑圧を受けている民族または人民が、平和的手段によっては自決を達成できないと考え、その解放や独立達成のために行う武力闘争」(桐山孝信「民族解放戦争」『辞典』, 752頁)であり、それは「以前は一国内の内戦とみなされ、国内法特に刑法の適用を受け、国際法上はせいぜいジュネーヴ諸条約共通3条が適用されるにとどまった」が、「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第1議定書)」(1978年12月7日発効)によって「民族解放戦争が国際的武力紛争に格上げされた」(竹本正幸「ジュネーヴ諸条約追加議定書」『辞典』, 409頁)。というのは、「植民地独立付与宣言」(1960年12月14日採択)が「従属化の人民が独立を完成する権利を、平和にかつ自由に行使しうるようにするため、かれらに向けられたすべての武力行動、またはあらゆる種類の抑圧手段を停止し、かつかれらの国土の保全を尊重しなければならない」(第4項)として民族解放戦争が国際的武力紛争であることを明示し、また「国際人権規約」(1966年12月16日採択)が「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」(共通第1条)とし、自決権に関する「《人民》の範囲は植民地人民だけにとどまらず、主権国家人民にまで拡大した」(桜井利江「人民の自決権」『辞典』, 450頁)からである。

また、「植民地人民の本国に対する解放戦争」は「自決権が国際法上認められるに伴い、その法的性質および地位を大きく変化させてきた。第1に、解放戦争の合法性(jus ad bellum)に関してである。国連は1960年の植民地独立付与宣言(国連総会決議1514(XV))に、従属化の人民に向けられたあらゆる武力行動が停止されると規定したのをはじめとして、植民地支配下にある人民による《闘争》の正当性を承認した総会決議2105(XX)を経て、1970年の総会決議2708(XXV)では、《一切の必要な手段を用いて》自決権を行使する人民の闘争の正当性を承認した。また1973年の総会決議3070(XXVIII)は、さらに明確にこの目的のための武力の適用を再確認した。これらの決議に示された見解を自衛権の行使として説明する立場、植民地解放という特殊事情での権利と理解する立場があるが、前者が有力である」(桐山孝信「民族解放戦争」前掲, 752頁)とされている。

である。もし、そうであれば、武力行使の一方が複数の国(国家群)である場合、それは一般的には「連合国」等と呼ばれることもあるが、「連合国」は「国家」ではなく非国家主体(あるいは非国家組織)であるため、河野氏の見解によれば湾岸戦争での多国籍軍による武力行使は戦争ではなくテロになる。したがって、現代の、あるいは近代の戦争を実体として定義しようとするれば、「戦争は国家間の戦闘」という場合の「国家」には非国家主体(あるいは非国家組織)としての国家群も含まれると認識しなければならない。

同時に、この脈絡においては非国家主体(あるいは非国家組織)間の武力行使も戦争であることを意味するが、これは別として、現代の、あるいは近代の戦争を実体として定義するためには、民族解放戦争に限らず非国家主体(あるいは非国家組織)と国家の間の武力行使も戦争であり、「戦争は国家間の戦闘」という場合の「国家」には非国家主体(あるいは非国家組織)としての国家群も含まれると認識しなければならないが、問題はこのことが現行の国際法等において認識され規定されているのか否かということである。

## (2) 戦争とは何か

1945年10月24日に発効した「国際連合憲章」によって正式に発足した国連は「主権国家で構成される組織」であり、「諸国家の議会」と称されることもあるが「超国家機関」でもなければ「各国政府の上に立つ政府」でもなく、したがって国連が一つの国際的な非国家主体(あるいは非国家組織)であることは言うまでもない。

そして、その国連の一つの目的として「国際連合憲章」は「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること」(第1条)をあげている。ここで留意すべきことは、一般に戦争と呼ばれるものが「平和に対する脅威」、「侵略行為」、「平和の破壊」及び「平和を破壊するに至る

虞のある国際的の紛争又は事態」と表現されていることである。このことは「第1次大戦後の国際連盟規約，不戦条約，国連憲章と続く戦争の制限，さらに違法化の流れの中で，一般に戦争または国際関係における武力行使，さらに武力による威嚇さえも違法な侵略ないし国際犯罪として禁止することになった」(藤田久一「戦争」『辞典』，490頁)こと，また「国際関係において…戦争と呼ばれると否とを問わず，およそいっさいの武力による威嚇または武力の行使が禁止された」(石本泰雄「戦争の違法化」『辞典』，492頁)ことを意味し，「ここに《武力行使禁止原則》が一般的なかたちで成立したと言われる。戦争の違法化が理念上完全なかたちで実現されたことになる。現在では，この原則は国際慣習法上のものであると主張される」(柳原正治「イラク問題と国際法」，『法学教室』No.281，2004年2月，7頁)が，同時に，これまで慣習国際法の権利として認められていた自衛権を個別的自衛権と呼び，新たに集団的自衛権を認めたことは一般に戦争と呼ばれるものの概念が実質的意義において明示または黙示的に拡大されたことを意味しているのである<sup>10)</sup>。

たとえば，「国際連合憲章」は「安全保障理事会は，第41条に定める措置では不十分であろうと認め，又は不十分なことが判明したと認めるときは，国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍，海軍又は陸軍の行動をとることができる」(第42条)としているが，国際的な非国家主体(あるいは非国家組織)である国連がとる集団的措置としてのその行動は一般には戦争と呼ばれるものであり，この意味において「国際連合憲章」は非国家主体(あるいは非国家組織)である国連とある国家の間の武力行使としての戦争を想定

10) 集団的自衛権とは「国連憲章51条に個別的自衛権と並んで加盟国の《固有の権利》として掲げられた，加盟国が集団で他国の武力攻撃に対して反撃する権利」をいい，「《個別的》自衛権はいうまでもなく慣習国際法上の権利だが，憲章はそれに《集団的な》権利をつけ加え，個別的自衛権同様，それも《固有の》権利であるとした。しかし自らが攻撃されていないのに，あるいは攻撃される蓋然性がきわめて低いのに攻撃主体たる他国に反撃するということは，いわば《他国を防衛する権利》を有するというのに等しい。ところが，憲章以前の慣習法で国家が他国を防衛する権利というものが確立していたわけではなかったから，この手段的自衛権を《固有の》権利と呼ぶのはいささか無理がある。むしろ憲章によって創設された権利とみるほうが自然かもしれない」(最上敏樹「集団的自衛権」『辞典』，403頁)とされている。

しているのである<sup>11)</sup>。また、「国際連合憲章」は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」(第51条)とし、ここにいう特定の複数の国(国家群)による集団的自衛権の行使も一般には戦争と呼ばれるものであり、この意味において「国際連合憲章」は非国家主体(あるいは非国家組織)である国家群とある国家の間の武力行使としての戦争も想定しているのである。

このように、「国際連合憲章」は非国家主体(あるいは非国家組織)と国家の間の武力行使も戦争であり、「戦争は国家間の戦闘」という場合の「国家」には国際連合をはじめ特定の非国家主体(あるいは非国家組織)としての国家群も含まれることを明示し、「国際連合憲章」による集団安全保障体制の下でのこのような戦争(集団的自衛権の行使)はその態様において「新しい戦争」といえるのである。

### (3) 武力紛争とは何か

「国際連合憲章」の下で集団安全保障体制が確立されたが、それが「戦後の東西間の冷戦を背景とする安保理事会の機能麻痺により挫折すると、加盟国は自らの安全保障を国連の外に求めるようになった」(香西茂「安全保障」『辞典』, 19頁)結果、北大西洋条約機構やワルシャワ条約機構などの地域的相互援助体制が相次いで組織されたことは周知のとおりである。

たとえば「北大西洋条約」(1949年8月24日発効)は「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第51条の規定によっ

11) 非国家主体(あるいは非国家組織)である国連による「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な武力行使」については、「国際連合憲章」は「安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部又は一部」(第48条)によって実行されるとしている。

て認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動(兵力の使用を含む。)を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」(第5条)とし、「ワルシャワ条約」(1955年6月6日発効、1991年7月1日失効)は「ヨーロッパにおける締約国の一又は二以上の国に対するいずれかの国若しくは国家群からの武力攻撃の場合には、各締約国は、国際連合憲章第51条に従い、個別の又は集団的自衛権の行使として、このような攻撃を受けた一又は二以上の国に対し、個別に、及び他の締約国との合意により、その必要と認めるすべての手段(武力の行使を含む。)により、即時の援助を与えなければならない」(第4条)としている。

つまり、北大西洋条約機構やワルシャワ条約機構は「本質的には外部の仮想敵国に向けられた同盟体制」(香西茂「安全保障」前掲、19頁)であって、そうした同盟による集団的自衛権の行使は一般に戦争と呼ばれるものであり、この意味において「北大西洋条約」や「ワルシャワ条約」は非国家主体(あるいは非国家組織)である同盟間の武力紛争としての戦争を想定したものである。このことは、一般に戦争と呼ばれるものの概念が「北大西洋条約」や「ワルシャワ条約」によって「国際連合憲章」以上に実質的意義において明示的に拡大されたことを意味しているのである。

かかる「国際連合憲章」や「北大西洋条約」などと同様に、一般に戦争と呼ばれるものの概念を実質的意義において明示または黙示的に整理したものが1950年10月21日に発効した「ジュネーヴ諸条約」<sup>12)</sup>であり、それは「この条約は、二以上の締約国間の中に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。この条約は、また、一締約国の領域の一部又は全部

12) ジュネーヴ諸条約とは、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(第1条約)、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(第2条約)、「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(第3条約)、及び「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(第4条約)をいう。

が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず、適用する」(共通第2条)とし、また「締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には…」(共通第3条)とするように、一般に戦争と呼ばれるものを①宣言された戦争、②その他の国際的武力紛争、③国際的性質を有しない武力紛争(非国際的武力紛争)に大別している。

ここで留意すべきことは第一に「宣言された戦争」という表現をもちい<sup>13)</sup>、これと「その他の(国際的)武力紛争」が区別されていること、第二に「宣言された戦争」と「その他の(国際的)武力紛争」については「国家群」間の戦争あるいは武力紛争も含意されていることである。なお、ここにいう「宣言された戦争」とは一般に「法律上の戦争」あるいは「国際法上の戦争」と呼ばれるもので、筆者が上に「古い戦争」と呼んだものである。これに対して、「その他の(国際的)武力紛争」とは「宣言されない戦争」つまり「事実上の戦争」と呼ばれるもので、筆者が態樣的に「新しい戦争」と呼ぶものである。

### 3 侵略と現代の戦争の認識の方法

#### (1) 侵略戦争とは何か

概念的には「戦争」は「犯罪」ではないことが確認されれば、つぎに概念的に明らかにしておかねばならないものに侵略がある。「国際連合憲章」は「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従つていかなる措置をとるかを決定する」(第39

13) 「宣言された戦争」とは、「開戦ニ関スル条約」(1910年1月26日効力発生)が「締約国ハ、理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ条件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ、其ノ相互間ニ、戦争ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス」(第1条)とし、「ロンドン宣言(海戦法規に関する宣言)」(未発効)は「封鎖の宣言は、封鎖を施行する国又はその名において行動する海軍官憲が行わなければならない」(第9条)としていることから、このような概念が生まれたのであろう。



条)としている。そして、侵略については「歴史的経験に照らして妥当とされ、法的実践の見地に立って満足すべき定義を設定することがまず困難であるというので、国際連合は、連盟時代の苦い経験を活かし、いわゆる侵略問題について別途のアプローチを策した。国連憲章39条は、構成要件の規定に段階性と包括性を認めるとともに、安全保障理事会の具体的認定には広範な裁量の余地を容認する、という方式である。国際平和秩序に対するあらゆる危険およびすべての侵害を広義の侵略概念に含め、特定の場合を除いては、あえて狭義の侵略行為の確定を要しないというわけである」(森脇庸太「侵略」『辞典』、452頁)といわれている。もし「国際平和秩序に対するあらゆる危険およびすべての侵害」が広義の侵略概念に含められているならば、9・11同時多発テロは侵略であり、それは「戦争」なのである。

そして、1950年以降には侵略の定義が重要課題として提起され、1974年12月14日に国連第29回総会において「侵略の定義に関する決議」が採択された。同決議は「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に定められたものをいう。(注)この定義において《国家》という語は、(a)承認の問題又は国家が国際連合加盟国であるか否かとは関係なく用いられ、かつ、(b)適当である場合には《国家群》という概念を含む」(第1条)とし、「国家による憲章違反の武力の先制的行使は、侵略行為のいちおうの証拠を構成する」(第2条)としている。そして、「宣戦布告の有無にかかわらず」侵略行為とされるものとして「(a)一国の軍隊による他国の領土に対する侵入若しくは攻撃、一時的なものであつてもかかる侵入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領、又は武力の行使による他国の領土の全部若しくは一部の併合、(b)一国の軍隊による他国の領土に対する砲爆撃、又は一国による他国の領土に対する武器の使用、(c)一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖、(d)一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は戦隊若しくは航空隊に対する攻撃、…(g)上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵又は

傭兵の国家による派遣，若しくは国家のための派遣，又はかかる行為に対する国家の実質的関与」(第3条)があげられ，「政治的，経済的，軍事的又はその他のいかなる性質の事由も侵略を正当化するものではない。侵略戦争は国際の平和に対する罪である。侵略は国際責任を生じさせる」(第5条)としている。

この決議によれば，侵略とは侵略戦争をいうが，国際法上の戦争概念から実質的意義において戦争を「国家間で行われる武力行使を中心とする闘争の状態」であると定義すれば厳密には侵略は一般的にいう戦争ではなく，被侵略国が侵略に対する反撃としての武力行使を行ったときに「国家間での闘争の状態」となり，はじめて一般に戦争と呼ばれる態様となる。しかし，ジュネーブ諸条約が「当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず」，「占領が武力抵抗を受けると受けないとを問わず」とし，同決議も「宣戦布告の有無にかかわらず」としていることから，ここにいう侵略が一方的な武力行使であっても一般にいう戦争を意味していることに間違いはない<sup>14)</sup>。

そして，ここで留意すべきことは，第一に侵略(つまり戦争)の主体としての「国家」には非国家主体(あるいは非国家組織)も含まれることを明示したこと，第二に国家や非国家主体(あるいは非国家組織)としての国家群，国際連合，北大西洋条約機構などの同盟も侵略(つまり戦争)の直接的主体であるとするとともに，国家を侵略(つまり戦争)の間接的主体として認定し，その直接的実行部隊として「武装部隊，集団，不正規兵又は傭兵」を明示していることである。このように，ここでは「国家機関によるテロ，私人や団体に

14) 「近代国際法の実証的体系の下では，紛争処理のためにするいっさいの戦争が，いちおう《適法の推定》を受けるのであるから，特定の武力行使に対し，ことさら《自衛権》の呼称を付し，適法化すべき格別の必要性はなかったといえる。自衛のアンチテーゼたる侵略が国際法の重要課題として提起されるに至ったのは，実法定上，戦争違法化の現象をみる第1次大戦以後のことである。それは，戦争が制限されさらに禁止されることになっても，制限・禁止の対象とされるのは《侵略》であって，必ずしも戦争一般ではないことを明らかにしようとするものであった」(森脇庸太「侵略」『辞典』，452頁)とされていることから，一般に戦争と呼ばれるものは侵略戦争を意味していると考えることができる。

資金・武器・聖域などを国家が与えて支援するテロ，私人や組織が国家に指令されて行うテロなどの国家テロ」(西井正弘「テロリズム」『辞典』，569-70頁参照)は侵略であり戦争であるとされるため，「もし伝えられるようにアルカイダが実行主体であったなら，非国家主体が起こす戦争ということになる」(最上敏樹，前掲論文，210頁)といわれるように<sup>15)</sup>，9・11同時多発テロが国家テロであるならば，9・11同時多発テロは戦争であるといえるが，現時点においては9・11同時多発テロが国家テロであり，したがって9・11同時多発テロが戦争であると断言することはできない<sup>16)</sup>。

## (2) 現代の戦争とは何か

戦争の概念は，戦争犯罪を定義することによっても明確にすることができる。たとえば，「国際刑事裁判所規程」(2002年7月1日発効)はその前文において，この規程の締約国は「犯罪を犯したものが処刑を免れている状態に終止符を打ち，もってそのような犯罪の防止に貢献することを決意し，…国際連合憲章の目的及び原則，特に，すべての国家は，武力による威嚇または武力の行使を，いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも，また，

---

15) 宮坂直史氏は，国家とテロ組織の関係について「第二は，国家よりもテロ組織の方が力関係で優位に立つ場合，すなわちテロ組織が事実上国を支配したり，支えたり，あるいは崩壊国家に巣食うケースである。これは崩壊国家や内戦によって国の統治能力が著しく低下し，また国際的にも無視されることでテロ組織の寄生が容易になる。例えばアフガニスタンにおけるタリバーン政権とアルカイダの関係である。タリバーンよりもアルカイダの方がその人材は優れており，テクノクラートがはるかに多い。9・11に至るまでの国際社会は，タリバーンの人権無視政策に目を奪われて，タリバーン批判と対テロを同時並行に進めてしまった。その結果，ビンラディンの身柄引き渡しやテロ施設の封鎖という安保理決議の要求にタリバンは応えることができなかった」(宮坂直史，前掲論文，152頁)としている。

16) また「友好関係原則宣言」(1970年10月24日採択)が「すべての国は，他の国において内戦行為又はテロ行為を組織し，教唆し，援助し若しくはそれらに参加すること，又はこのような行為を行うことを目的とした自国の領域内における組織的活動を黙認することを，前記の行為が武力による威嚇又は武力の行使を伴う場合には慎む義務を有する」とし，ここでは「他国におけるテロ行為」として国際テロが取り上げられていることを看過してはならない。

国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを再確認し」とし、本条において「裁判所の管轄権は、国際共同体全体が関心を有する最も重大な犯罪に限定される。裁判所は、この規程に従つて次の犯罪について管轄権を有する」(第5条)として、(a)集団殺害罪、(b)人道に対する罪、(c)戦争犯罪、(d)侵略の罪をあげている。

そして、この規程の適用上の戦争犯罪として「(a)1949年8月12日のジュネーブ諸条約の重大な違反行為、(b)国際法の確立された枠組みにおいて国際的武力紛争に適用される法規及び慣例のその他の重大な違反、(c)国際的性質を有しない武力紛争の場合における1949年8月12日のジュネーブ諸条約に共通の第3条の重大な違反、(d)前号の規定(c)は国際的性質を有しない武力紛争に適用するが、暴動、単発及び散発の暴力行為その他の類似の性質を有する行為のような国内的な騒擾及び緊張の事態には適用しない、(e)国際法の確立された枠組みにおいて国際的な性質を有しない武力紛争に適用される法規及び慣例のその他の重大な違反、(f)前号の規定(e)は国際的性質を有しない武力紛争に適用するが、暴動、単発及び散発の暴力行為その他の類似の性質を有する行為のような国内的な騒擾及び緊張の事態には適用しない。ただし、政府当局と組織された武装集団との間またはそれら集団の間での長期化した武力紛争がある場合には国内の領域内で生ずる武力紛争にも適用する」(第8条)とし、同規程は戦争犯罪のすべてを明示して定義すると同時に、一般に戦争と呼ばれるものについても定義している。

つまり、ここでは一般に戦争と呼ばれるものには①国際的武力紛争、②国際的性質を有しない武力紛争、③政府当局と組織された武装集団との間の長期化した武力紛争、④組織された武装集団間での長期化した武力紛争があるとされ、それは上にみたジュネーブ諸条約よりも詳細に定義されている<sup>17)</sup>。

17) ここで政府当局と組織された武装集団との間の長期化した武力紛争や、組織された武装集団間での長期化した武力紛争が一般に戦争と呼ばれるものとされたのは、「友好関係原則宣言」(1970年10月24日採択)が「人種、信条又は皮膚の色による差別なしにその領域に属する人民全体を代表する政府を有するに至つた主権独立国家の領土保全又は政治的統一を全体的又は部分的に分断し又は害するいかなる行動も認め又は奨励するものと解

ここで留意すべきことは、政府当局と組織された武装集団との間の長期化した武力紛争も一般に戦争と呼ばれるものであるとしていることである。ただし、それは国内の領域内で生ずるものに限定されているが、この限りにおいては9・11同時多発テロが戦争であるとはいえないが、このような政府当局と組織された武装集団との間の武力紛争という態様が国際的な広がりをもっていることは否めない<sup>18)</sup>。

他方、国際法上の紛争は紛争の主体によって国際紛争と非国際紛争に分類され、「国際紛争とは国家ないし国家を代表する政府間の紛争」で、伝統的な国際法の下では国際機関は国際紛争のみを紛争解決の対象としていた。しかし「国家間の相互依存が進み、国際関係の主体が国家組織や国家の下位集団(私人、私企業、民族、部族など)にまで広がっている今日、少なくとも一方の当事者が国家以外の主体である紛争が起きるようになり、非国際紛争として概念化される。そして、たとえば私人と国家の間の紛争でもその関係が国際法によって規律されているものは、国際法や国際機関の対象となる。国際人道法や国際人権法の発展とともに、このような非国際紛争の範囲は広がりつつある。さらに、国家の下位集団間の武力衝突が低強度紛争(low intensity conflict)として国際関係に影響を与えている」(廣瀬和子「紛争」『辞典』, 693頁)とされるように<sup>19)</sup>、新しい態様の武力紛争が起きていることは事実で

---

積してはならない」とし、自決権が「主権国家から分離する根拠」「民主的政府を樹立するための法的根拠」(桜井利江「人民の自決権」『辞典』, 450頁)とされたからであろう。

18) 国連広報センター資料によれば、ローマ会議においては侵略を犯罪に含める案が広く支持されたが、その厳密な定義について合意するだけの十分な時間がなかったため「国際刑事裁判所規程」は再検討会議においてその定義、要素及び裁判所が管轄権を行使するときの条件について規程締約国間で合意されれば、裁判所は侵略の罪を訴追することができるとしている。しかし、同規程はいかなる合意も国際連合憲章と矛盾してはいけないとしているため、侵略の罪を訴追するためには先に安保理が侵略行為を特定していることが必要であるとし、またテロリズムを裁判所の権限の中にも含めることについても強い関心があったが、テロリズムの定義に関する合意が形成されなかったため、将来の再検討会議においてそのような犯罪を含めるかどうかを検討することを勧告する決議が全会一致で採択されたとしている。

19) 低強度紛争という概念は1980年代に米国で登場したもので、この概念は「準国家団体

ある。しかし、一般に国際的武力紛争と呼ばれるものの主体は「国家」に限定され、非国際的武力紛争と呼ばれるものは「内戦」に限定されているため、現行の条約や決議、規程等に規定されない武力紛争の意味づけが問題となるのである。

## おわりに

「国際連合憲章」が一般に戦争と呼ばれるものの概念を明示的に拡大し、「ジュネーヴ諸条約」、「侵略の定義に関する決議」、「国際刑事裁判所規程」という一連の流れの中で戦争および武力紛争と呼ばれているものが実質的意義において詳細に定義されてきた。しかし、一般には武力紛争も戦争と呼ばれ認識されていることから、その両者を歴史概念的に区別しようとするならば、「宣戦によって始まる国家と国家の間で交わされる武力行使」のような「あるルールの下で戦われる限り、戦争は犯罪どころか国家主権の正当な行使だった」という意味において単一の国家間での「宣言された戦争」(つまり「法律上の戦争」あるいは「国際法上の戦争」)を「古い戦争」とすれば、それ以外の現実世界でみられる「武力紛争」(つまり「事実上の戦争」)を「新しい戦争」と呼ぶことができ、この「新しい戦争」の態様は民族解放戦争など様々である。

そして、筆者はテロ攻撃の対象が国家である限りテロは「戦争」(より厳密には20世紀の「戦争」との対比において「新しい(態様の)戦争」)であると考えているが、本稿でみてきたように、現行の国際法等は9・11同時多発テロのような国家を攻撃対象としたテロが「戦争」であるとは明示していない。しかし、それは9・11同時多発テロが「戦争」ではないということではなく、現時点での既存の条約や決議、規程等においては国家を攻撃対象としたテロだけが未だ規定されていないということであり、「民間軍事会社」の問題に

---

と国家との間のイデオロギー対立を内包する非対称な紛争をいい、その一手段としてテロリズムが含まれる」(西井正弘「テロリズム」『辞典』, 570頁)とされている。

も象徴されるように、武力紛争の様相や武力行使の態様が複雑に変化してきている現状に対応していないだけのことで、いずれ規定されることになると思われる。このような意味において、筆者は9・11同時多発テロのような国家を攻撃対象としたテロは「新しい(態様の)戦争」であるとしているのである。

また現実世界では、米国は1983年のベイルート米海兵隊司令部爆破事件以降、国際テロを戦争とみなして軍事力によって積極的に対処する方針に転換し(西井正弘「テロリズム」『辞典』, 570頁)、北大西洋条約機構が9・11同時多発テロの翌日には集団的自衛権を発動したことは、9・11同時多発テロをはじめ国家を攻撃対象としたテロが「戦争」であるとの認識がすでにあることを意味し、それを否定することはできないのである。